

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年4月22日
事業者の氏名又は名称	株式会社平成バス(法人番号6470001010623)(代表者 村上一利)
事業者の所在地	香川県観音寺市大野原町大字花稲433-25
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県観音寺市大野原町大野原5788-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第94条第1項
違反行為の概要	<p>平成31年2月26日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)新たに雇い入れした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(2)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(3)事業報告書及び輸送実績報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第94条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	13点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。